

滋慶医療科学大学 危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責務を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員及び学生等 本学の教職員、学生、研究生及びその他本学の施設・設備を利用して教育研究・学業等に従事する者をいう。
- (2) 危機 災害、テロ、重篤な感染症、重大なコンプライアンス違反、重大な情報インシデント等の発生、その他の重大な事件又は事故により、教職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講じるとともに、危機発生においては、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 部局 学部・学科、研究科、図書館、事務局、及び学生支援組織等をいう。
- (5) 部局長 前号の部局の長をいう。

(法令及び他の規程等との関係)

第3条 本学の危機管理については、関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程の定めにかかわらず、学校法人大阪滋慶学園（以下「本法人」という。）全体に係る危機管理に関しては、「学校法人大阪滋慶学園 リスク管理基本規程」の定めるところによる。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理の統括責任者として、危機管理体制の整備及び維持向上に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事務局長等の責務)

第5条 事務局長又は事務局次長（以下「事務局長等」という。）は、危機管理の責任者として学長を補佐し、全学的な危機管理体制の整備、危機管理の推進、危機管理マニュアルの作成及び見直し、教職員及び学生等に対する適切な情報提供等を行うものとする。

(部局長の責務)

第6条 部局長は、危機管理の推進責任者として、事務局長等の指示に基づき、当該部局に係る危機管理強化の推進等に努めるものとする。

(教職員及び学生等の責務)

第7条 教職員及び学生等は、危機管理意識をもって、その職務又は各種活動を行うものとする。

(教育等の実施)

第8条 学長は、危機管理の意識向上の観点から、教職員及び学生等に対し、必要な教育、研修、訓練、意識啓発等を行うものとする。

2 学長は、前項の職責を遂行するため、事務局長等及び部局長に対し、必要な指示を行うものとする。

(危機に関する通報等)

第9条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、速やかに部局長に通報しなければならない。ただし、学生等においては、指導教員又は事務局窓口に通報できるものとし、当該通報を受けたときは、所属の部局長に報告しなければならない。

2 前項の通報又は報告を受けた部局長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、速やかに学長及び事務局長等に報告しなければならない。

(危機対策本部の設置)

第10条 学長は、重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、本法人理事長及び常務理事の了承を得たうえで、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の構成等は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 本部長は、事務局長等及び部局長をもって充てる。

(3) 本部長には、必要に応じて事務局の関係する部長等を加えることができる。

3 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、教職員に周知しておくものとする。

4 本部長は、当該危機への対処状況等を本法人理事長及び常務理事に報告するものとする。

5 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(危機対策本部の権限)

第11条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機発生時における事案処理に当たり、本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、当該事案の対処終了後に、運営会議及び教授会等に当該対処内容を報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第12条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機に係る情報の収集及び集約に関すること。

(2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。

(3) 危機に係る教職員及び学生等への情報提供に関すること。

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
- (6) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本学の危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学運営会議及び大学院運営会議の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2025年2月6日から施行する。
- 2 この規程は、2025年9月5日から改正施行する。